

愛着に基づく領土権の正当化理論序説：特定の土地への権利を擁護できる領土論の構築に向けて

小野, 藍
九州大学大学院地球社会統合科学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7171740>

出版情報：政治研究. 71, pp.1-33, 2024-03-29. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



愛着に基づく領土権の正当化理論序説

——特定の土地への権利を擁護できる領土論の構築に向けて——

小野 藍

第一節 はじめに

第二節 領土権の正当化理論とは何か

第一項 領土権の正当化理論の概観

第二項 正当化理論の三つのアプローチ——取得理論、機能理論、愛着理論

第三節 愛着理論

第一項 デイヴィッド・ミラーの領土論

第二項 愛着理論の意義

第三項 愛着理論に対する諸批判の検討

第四節 領土権に関する個別的正当化

第一項 個別性問題——領土権に関する一般的正当化と個別的正当化

第二項 特定の土地と人々の関係性

第五節 愛着に基づく領土論の含意と展望

第一項 実践的含意

第二項 特定の土地への権利を擁護できる正当化理論に向けて

第六節 おわりに

第一節 はじめに

本稿の目的は、領土権の正当化理論（領土に関する規範的議論）のこれまでの議論を整理し批判的検討を行った上で、「愛着理論（attachment theory）」と呼ばれるアプローチの意義を見出すことである。さらに、規範的領土論での論点や愛着理論が取り組むべき課題を指摘したい。

領土権とは、一般的に、国家が一定の領域内の人や物を排他的に統治する権利とされている。国際法では、「国家は領域において、原則として自由で排他的な支配を及ぼすことができる」と理解されている。⁽¹⁾しかし、国際法においては、何故国家がそのような権利を有するのか、何故そうあるべきなのか、といった規範的根拠を問う議論はなされていない。そのため、領土権の正当化に関する規範的政治理論が求められる。さらに、ある特定の土地に対する複数の国などによる競合する領土権の主張をどう解決するかについての議論ももたらされるべきである。すなわち、領土権に関する規範的問題を考察し、より説得力のある理由を提示して領土問題の解決に貢献し得る一つの基準を示す必要性がある。

領土権の正当化理論では、国家はどこか一定の土地が必要だということ（一般的正当化）を示すだけでなく、ある特定の国家が他でもないある特定の土地に対して権利を持つこと（個別的正当化）を示さなければならないと思われる。しかし、多くの領土論では、この試みが必ずしも上手くいっているとは言いがたい。この問題に対して、一つの有力な解答を提示しているのが、愛着理論である。本稿では、愛着理論の代表的論者であるデイヴィッド・ミラー（David Miller）の領土論を中心に検討する。

本稿では、領土権の正当化理論の先行研究を整理しながら、愛着理論の意義を見出しつつ、今後取り組むべき課題について論じたい。規範的領土論が現実の領土に関する問題について何らかの導きを与えるべきであるならば、個別的正当化が可能かどうかは、どの理論が良いかどうかを見極めるための重要な判断基準の一つになるはずである。その観点

から見ても、愛着理論は他の理論に比べて相対的に有望であると主張し、加えて愛着理論の発展に向けた諸課題を示す。したがって、本稿で試みるのは、領土権の正当化理論を構築するための準備作業であって、領土論の各論者の議論を緻密に比較検討したり、新たな領土論を提案したりすることはできない。しかしながら、本稿が試みるような土台を築く議論がよりよい領土論の構築に必要な作業であると考ええる。

さらに、規範的領土論には様々な論点が存在するため、より重要な論点を焙り出すことも本稿の目的の一つとしたい。また、規範的領土論は、近年英語圏で議論が盛んに行われているが、国内での先行研究は決して多くない。^②特に、後述する領土権の正当化理論の三つのアプローチの内、機能理論や取得理論を批判的に検討し、愛着理論の議論を細かく扱った研究は限られている。^③よって、本稿の意義は、複雑で多様な先行研究を整理しつつ、重要な論点をいくつか指摘し、様々な観点から見て愛着理論が比較的妥当性を有することを示す点、そして、規範的領土論並びに愛着理論の課題を示す点にあると言える。

本稿の構成は、以下の通りである。続く第二節では、領土権の正当化理論の議論を概観し、各理論の問題点を指摘する。次に、第三節で、ミラーの領土論を確認し、他の理論と比較した上での意義や、向けられる批判について検討する。第四節では、個別的正当化という問題があることを示し、愛着理論は他の理論に比べて相対的に有望な議論を展開している^④と論じる。その上で、愛着理論にも課題があることを示す。第五節では、愛着理論の実践的含意について述べ、特定の土地への権利を擁護できる正当化理論に向けて展望する。

第二節 領土権の正当化理論とは何か

本節では、政治哲学分野での領土権に関する近年の議論について概観し、各々の問題点を指摘する。問題状況を確認

することによって、規範的領土論の論点を焙り出していきたい。

第一項 領土権の正当化理論の概観

現在、領土問題を始めとして、移民や難民、資源配分、分離独立、国際紛争、環境破壊などの様々な国境横断的な問題が懸念されている。これらの解決には、経験的研究だけではなく、領土権に関する哲学的な説明が必要である。⁽⁴⁾ 何故なら、「これらの懸念に対処することは、領土権の行使がどのように理解され、正当化されるべきかに大きく依存するよう⁽⁵⁾に思われる」ためである。

本稿で扱うのは、事例研究や国際法の研究などとは異なるアプローチから領土を考察するものである。つまり、領土に関する規範的政治理論を検討するものである。⁽⁶⁾ 英語圏の規範的政治理論の分野において、特に二〇〇〇年代以降、「領土権の正当化理論」が活発に議論されている。⁽⁷⁾ 主に、国家による領土支配の規範的根拠を明らかにしようとする試みであると言える。「領土権が正当に認められるには、どのような条件が必要か」といった問いを検討することによって、土地に対する歴史的背景やいずれかの国家による実効的支配などの経験的事実や権力関係に着目した研究とは異なる観点や解決の方向性を示すことが期待されている。

領土権の正当化理論では、そもそも領土権は何を意味するのか、領土権を持つ主体は何なのか、どのような根拠に基づいて領土権を主張することができるのか、といった問題が議論されている。⁽⁸⁾

まず、領土権の意味については、次のように論じられている。領土権は、主に三つの要素を持つと多くの議論で指摘されている。⁽⁹⁾ すなわち、管轄権(領域的支配権、right of jurisdiction)、資源権(right to resources)、境界線の管理権(right to control borders)である。⁽¹⁰⁾ 管轄権は、当該の土地を支配し、法律を作り行使する権利である。資源権は、当該の土地にある資源を管理して利用する権利である。境界線の管理権は、境界線を越える人やモノ、資本やサービスなどの移動を

管理する権利である。

次に、領土権の権利主体について述べれば、その候補として、個人、集団（ネーションなど）、機関（国家など）が挙げられる⁽¹¹⁾。領土権を考えるためには、土地、そこに住む人々の集団、その人々を統治する機関のそれぞれの関係性をどのように捉えるのが問題となる。

第二項 正当化理論の三つのアプローチ——取得理論、機能理論、愛着理論

以上のような領土権の性質や権利主体などの論点を踏まえて、領土権の正当化理論は、主に三つの立場に分類されている⁽¹²⁾。すなわち、取得理論（acquisition theory）⁽¹³⁾、機能理論（function theory）⁽¹⁴⁾、愛着理論である⁽¹⁵⁾。以下では、三つの立場の議論の要点を説明し、取得理論と機能理論の問題点を順に指摘する。

まず、取得理論は、個人または国家が、ある土地に対する歴史的権原およびその歴史的占有と利用によって領土権を持つことができる⁽¹⁶⁾と考える。取得理論は、自然状態における個人の私的所有権を正当化するロック主義的原理を援用し領土権の正当化を試みる。取得理論においては、土地に対する私的所有権と国家への譲渡に対する個人の同意が正当化根拠の核である。

レア・イピ（Lea Ypi）が要約しているように、個人主義的取得理論では、個々人の財産所有者が、自然権的所有権を平和裡に安定して享受できるように保障する政治的権威に服することに契約上同意する。つまり、国家の領土権は、個人的な土地所有をめぐる契約上の同意の総計である。個人の政治的権威に対する同意には、自らの土地を国家の管轄権下に置くことへの同意も必要とする⁽¹⁷⁾。取得理論は、政治的権威（国家）が存在する前に、特定の土地と個人の関係性を論じることができるという利点を有する。歴史的な繋がりを主張することができるため、先住民などが土地に対する権利を要求する際の正当化根拠としては有力であるかもしれない。

しかし、取得理論は、ロッキ的な議論を用いて所有権から類推して領土権を考えることによっていくつかの問題が生じることとなる。第一に、取得理論が主張するように歴史的権原を領土権の正当化条件にした場合、現行の国境線の大幅な引き直しを要求することになってしまう⁽¹⁸⁾。土地に対する歴史的権原は特定が難しいという問題もあるが、仮に当該の土地に対する最初の所有者（およびその子孫）が特定できたとしても、今住んでいる人々を追い出して最初の所有者に土地を明け渡さなければいけないのかは疑わしい。また、現在の多くの国家は、征服や併合など武力によって土地を得ているという側面もあるため、清廉潔白な国家は少ないだろう。それゆえ、現在の世界の国境線は大きく形を変えることを迫られるのであるが、おそらくそのような試みを支持する者はほとんどいないに違いない。

第二に、所有に基づく議論は、我々が知るような領土権、つまり、領土全体に一律に、あるいは均等に適用される管轄権を正当化できない点が大きな問題である⁽¹⁹⁾。例えば、ある国家の領土内で、一区画の土地を所有するある個人が国家への土地の委譲に同意しない場合、その土地は国家の領土ではなくなり、またその個人が望むのであれば、その土地を別の国家に譲渡することもできることになる⁽²⁰⁾。つまり、一国内にその国の権威が及ばない飛び地が容易にできてしまうのである。

また、取得理論は土地の所有者である個人にいわば分離独立の自由裁量を与えることになる。これに対して、ヒレル・スタイナー（Hillel Steiner）は、その通り個人の分離独立などの要求は尊重すべきだと主張する。A・ジョン・シモンズ（A. John Simmons）は、国家からの離脱や管轄権を否定する者には土地の売買や譲渡はできない、ということにも個人は暗黙裡に同意しているはずだと論じる⁽²¹⁾。だが、人々が実際にそのような契約に同意しているかは疑わしく、それゆえ、現在の国家の多くに正当性がないことになる上に、飛び地を許容するというのは直観にも現実にも反すると思われる。そして、個人に自由な分離独立の権利があるとすれば、国家を安定して維持することが難しくなる。

だとすれば、領土を個人の財産や所有物の集合と見るのではなく、管轄権の及ぶ地理的領域だと見た方が妥当である。

つまり、領土は、国家や集団が単に保持するのではなく、人々が自分たちの集团的営みに対して管轄を行う地理的領域だと考えられるのである。⁽²²⁾ 領土権をこのように捉え正当化を試みるのが、機能理論と愛着理論である。

機能理論は、国家が、ある土地で正義に適った統治を実現する機能を備えているかどうかという条件を重視し、それが認められればその国家が領土権を持つことができるとする。⁽²³⁾ 国家は人々の代理人としてのみ領土権を主張できる。土地の占有と利用を含む個人の自律などの権利や利益を保障するために国家が必要であり、個人の権利や利益を十分に保護することができるとする国家がその土地に対する権利を持ち得る。さらに、どのような制度構想がよいかという点について、個人の自律や平等の保障のために民主的統治が要請されると主張する。

機能理論の問題点を、二点指摘したい。第一に、機能理論は、領土権の正当化のために歴史的事柄に訴えないため、不当な強制移転を許容してしまう点である。ある土地に住む人々を武力によって強制的に追い払ったのち、その土地で正統な国家を樹立し、正統な統治をした場合に領土権を主張できるのか、という問題である。機能理論の主張を額面通りに受け入れれば、こうした行為による領土権の主張も正当だと受け取られるかもしれない。

第二に、正統な国家とはみなされない国家をどう捉えるかに関して、反直観的帰結を招く。例えば、国家としての機能を果たしていない破綻国家や人権侵害など不当な統治を行っている国家に侵攻して、強制的に併合し、その後、その土地に居住する人々の権利を十分に保護することができたとしたら、これは許されるのだろうか。機能理論の正当化条件では、これを認めてしまうことになる。

加えて、問題であるのは、機能理論からすれば、既存の非民主的国家は、領土の正当性を持ち得ないことである。アナ・スティルツ (Anna Stilz) は、機能理論の条件から言えば、中国やイランなどには領土権がないということを認める。⁽²⁴⁾ 何故ならば、基本的人権に含まれる政治参加の権利などを国家が保障しておらず、ゆえに正統な国家とは言えないからである。このような議論は、民主主義に多大なる価値があることを認めるとしても、いささか暴論であるように思

われる。民主主義の是非も政治理論上の一つの大きな論点である以上、領土に対する権利は民主主義であるか否かという問題に還元されてはならないだろう。⁽²⁵⁾

機能理論と後に見る愛着理論は、国家と人々の集団の關係性について見解が異なる。⁽²⁶⁾機能理論の見方は、存在論的に国家が集団に先行している。つまり、集団は国家という制度を共有することによって集合体となる存在だと理解されている。国家に先行する人と人との道德的な繋がりなどは議論において重視されるわけではない。

しかし、機能理論の問題点に鑑みると、人々は国家を通じて集団となるという見方の限界が見えてくる。すなわち、国家を有しない集団が土地に対して権利要求をする場合や、国家が正統だとみなされない場合などを適切に取り扱うことができないのである。⁽²⁷⁾

最後に、愛着理論は、集団⁽²⁸⁾（ミラーで言えば、ネイション）が抱く、ある特定の土地への愛着を根拠に領土権を説明する。領土権は個人的な権利ではなく、集団的な権利である⁽²⁹⁾と考える。ある集団とある特定の土地は、法的な繋がりがだけでなく法に先行する道德的な繋がりとする。

国家と人々の集団の關係性に関して、機能理論とは異なり、愛着理論は、集団が国家に先行している⁽³⁰⁾と考える。集団が、自らのために、つまり集団的自己決定を行うために保持することを望む一連の政治的諸制度が国家だと理解するた⁽³¹⁾めである。よって、集団は、国家に先立って存在し、また国家がなくなっても存続すると考えることができる。

これまでの議論をまとめると、領土権の正当化理論では、少なくとも次のような議論が必要である⁽³²⁾ということが言えるだろう。まず、取得理論の問題点である。国境線的大幅な引き直しの要求などを生じさせないこと、個人に分離独立の自由裁量を与えたりしないことが求められる。続いて、機能理論の問題点である。一つは、武力による強制移転を許容することをなくさなければならぬ。もう一つは、正統とはみなされない国家に対する侵略、併合を許容するなどの反直観的帰結を招くことを回避しなければならない。

第三節 愛着理論

以上のような取得理論や機能理論の問題点を克服しようとする試みとして、愛着理論の代表的論者であるミラーの土地に対する価値の付与と土地への愛着に基づく領土論を詳しく見ていきたい。その上で、ミラーの議論の意義を確認し、考えられる諸批判について検討する。

第一項 デイヴィッド・ミラーの領土論

愛着理論は、ある特定の土地と、人々の集団との道徳的な繋がりを重視する立場である。特定の土地に対する国家の権利要求は、どのように正当化され得るのか。ミラーによれば、「国家は統治下にある人々の代理人としてののみ領土権を主張することができる。言い換えれば、領土権は根本的に集団としての人々に属するのであり、人々が権限を与える国家が彼らに代わって行使するのである」⁽³⁰⁾。つまり、領土権の権利主体は、集団である⁽³¹⁾。ミラーは、領土権は、個人の権利の集合ではなく、集団の権利だと考える。さらに、このような集団的権利は、一定の安定性が求められるため、世代を越えて継続する必要がある。したがって、世代を越えた主体が必要であり、その妥当な候補として、ネイションや先住民集団が挙げられるという⁽³²⁾。

ミラーによれば、ネイションとは「政治的な自己決定をおこないたいと強く願う人たちの共同体」⁽³³⁾である。そして、国家とは「そうした人々がみずからのために保持することを強く望む一連の政治的諸制度」⁽³⁴⁾を意味する。ネイションの特徴とは、「①共有された信念と相互関与によって構築され、②歴史の中で長期にわたる広がりを持ち、③その特性は能動的であり、④ある特定の領土に結び付いており、そして⑤固有の公共文化によって他の共同体から区別された共同体」⁽³⁵⁾である。

では、ネイションや先住民集団は、どのようにして領土権を持ち得るのか。その根拠は、土地の占有と変容を基礎とするものである。ミラーが正当化のために挙げるのは、「人々と土地との文化的適合、土地に付加した価値、土地の有する象徴的重要性」⁽³⁶⁾である。つまり、長期間占有し、その土地に価値を付加することによって、集団はその土地への権利を主張できる。したがって、特定の土地と人々の関係性は、占有と変容によってその土地が人々にとってかけがえのない価値を持つことによって説明される。

ミラーによれば、集団が土地の変容を通じて付加する価値には、物質的価値 (material value) と象徴的価値 (symbolic value) ⁽³⁷⁾がある。さらに、物質的価値は、普遍的価値 (universal value) と文化特殊価値 (culturally specific value) に区別できる。

まず、物質的価値としての普遍的価値は、すべての人間に共通する基本的ニーズがあるという仮定に依拠している。すなわち、普遍的価値とは、一般的に人間が生活するために、例えば土地を耕して食物を育てたり、移動のために道路や橋を建設したりすることによって生まれる価値である。このような付加価値は、「耕作地、建物、道路、水路などに埋め込まれている」⁽³⁸⁾ため、領土から分離して取り出すことはできず、またネイションが付加した価値を領土なしに保持することはできない。

物質的価値としてもう一つ挙げられる文化特殊価値は、その文化に固有の価値である。⁽³⁹⁾つまり、ある集団にとっては何くことのできない価値を持つが、別の集団にとっては何ら価値を持たないような類のものである。例えば、教会を建てるということは、キリスト教を信ずる者には価値があるが、その他の者には重要視されないだろう。また、日本では多くの水田で稲作が行われているが、これは日本人が米を主食としてきたことと大きく関係している。⁽⁴⁰⁾したがって、文化を反映した形で、つまり、その文化で何が重視されるかによって、領土に付加される価値は異なるのである。

また、ミラーによれば、領土とそこに住む人々の文化の間には相互作用があり、社会の繁栄のために文化はその領土

に適合しなければならない⁽⁴¹⁾。つまり、集団は、その土地でよりよく暮らすために土地を改良していく一方で、その土地の気候や地形に合わせて自分たちの文化を繁栄させていく。このような特定の土地と人々の関係性は、決して看過できないだろう。

物質的価値だけでは、特定の集団と特定の土地を結び付けるのにまだ十分ではない。それを十分にするのは、象徴的価値という概念である。土地に対する付加価値は、経済的意味だけでなく、「そこで起こってきた有意義な出来事や、作られた記念碑、特別な場所やさまざまな光景を描いた詩や小説や絵画などを通じて意味が付与されるということでもある⁽⁴²⁾」。すなわち、土地に価値を付加することは、同時に集団にとつての象徴的重要性を得ることもある。

このような価値の議論が主張するのは、次のことである。第一に、集団は、歴史的に加えてきた価値を享受し保持する権利を持つ。第二に、領土は、そこに住む集団の文化的価値に適合するように形成されてきたため、その土地が奪われることは人々にとって大きな損失である。第三に、集団の象徴的価値は人々のアイデンティティの持続にとって不可欠である。領土を失うことは、集団の象徴的価値の多くを失うことである⁽⁴³⁾。それゆえ、集団はある特定の土地に対して領土権を主張することができる。

以上が、ミラーの領土論の概要である。しかし、ミラーの付加価値に関する議論は、後の移民に関する文獻⁽⁴⁴⁾、議論の補足が見られる。ミラーによれば、国家が管轄権を持つためには、三つの条件が求められる。第一に、社会秩序の維持と住民の人権の保護を行うこと、第二に、国家はその領土の住民 (inhabitants) の代理人であること、第三に、人民 (people) がその領土に占有権 (occupancy rights) を持つことである。すなわち、集団がある土地に占有権を有する場合に、国家は集団の代理人として、社会秩序の維持と人権の保護を行うという条件を満たすならば、領土権を行使することができるという説明がなされている⁽⁴⁵⁾。この文獻では残念ながらこれ以上の記述は見られないが、ひとまず付加価値の議論に第一の条件が追加され、集団は付加価値の議論によって特定の土地に対して「占有権」を持つということが提

示されたと理解してよいだろう。

第二項 愛着理論の意義

それでは、前節で述べた取得理論と機能理論の問題点に照らして、ミラーの議論がいかに関連の問題に対処できるのかを見ていきたい。

既に見たように、取得理論の問題点は、国境線的大幅な引き直しが要求されること、個人に分離独立の自由裁量を与えることなどの帰結を招くことであつた。まず、個人が分離独立の権利を持ち、自らが所有する土地を別の国家に譲渡することが可能となれば、国家を安定的に運営することはできなくなつてしまふ。人々の安定した生活を保障し、それぞれの善き生の追求を可能とするため、そして集团的自己決定を尊重するためには、国家の領土が常に流動的であつたり入れ子状になつたりすることを防ぐ必要がある。加えて、各国には領土内の自然や資源への責任があるとすれば、世代を越えた主体も求められるだろう。しかし、一方で、国家が有する領土権が過度に安定的であれば、分離独立をしたいと願う集団の要望が一切叶わないことになつてしまふ。このような意味で、ある程度の安定性が求められるが、同時に、可變的であり柔軟的である余地を残す必要がある。

安定性と可變性を確保し、そのバランスを取るためには、ミラーが指摘するように領土権を集团的権利であると捉えることが妥当であるように思われる。ある土地に対する権利を主張できるのは、その土地と深い繋がりを有する集団だと捉えれば、国内に飛び地が複数できるようなことは想定されにくい。そして、愛着理論ではある集団がその土地に対する権利を主張し得るため、分離独立を説明することも可能である。⁽⁴⁶⁾

次に、ミラーの議論では現在居住する人々にとってその特定の土地が重要であることが示されるので、国境線的大幅な引き直しを求めることにはならない。さらに、土地の取得という過去の事実と、今そこに住んでいるという現在の事

実、そしてこれからもその土地に対して権利を持つという未来への考慮が一貫して論じ得ることもミラーの議論の利点である。すなわち、世代を越えた領土権の要求を考えるならば、やはりミラーの主張するようにネイションのような集団を想定することは説得的であるように思われる。⁽⁴⁷⁾

機能理論の問題点は、武力による強制移転や併合を許容し、非民主的国家は領土権を有することができないなどの反直観的帰結を招くことであつた。ミラーの議論では、強制移転や侵略、併合は、その土地に対して占有権を主張する「集団」を侵害するため許容されない。⁽⁴⁸⁾ 強制移転に関しては、愛着理論はその特定の土地とそこに住む集団は重要な結び付きがあると考えるので、大いに不正であると論じ得る。破綻国家を併合することに関しては、その土地に住む集団の政治的自己決定を侵害すると考えられるために認められない。非民主的国家であつても、その国に属する集団がその特定の土地に対して権利を主張し得るため、領土権を有することが可能である。これらの議論は、存在論的に集団が国家に先行すると考えることによつて可能となるのである。

第三項 愛着理論に対する諸批判の検討

続いて、ミラーの領土論に対する批判に目を向けたい。特に重要と思われる批判を取り上げ、それに対してどのように応えることができるのかを検討する。

まず、機能理論の中でも平等主義的立場からは、本来地球上のすべての土地は人類共有のもので、そもそも排他的占有は不当だという批判がある。⁽⁴⁹⁾ これに対しては、領土というものは、まず平等な分配が難しい性質のものであるということが指摘できる。⁽⁵⁰⁾ 換言すれば、領土はグローバルな平等主義に基づいて分配できるような財ではないということである。

仮に、地球ではない別の惑星を発見し、誰も占有しておらず、我々がそこに住むことが可能であるならば、その土地

は分配的正義の対象となるかもしれない⁽⁵¹⁾。しかし、我々が問題としている現在の地球は、既に国家がほぼ各地の権利を持つており、そしてさらに重要なことに、問題となる土地には人々が実際に住んでいる。諸国家の領土権が認められなければ、大幅な人々の移動を強制してしまうかもしれないのである。よって、誰も住んでいない状態を前提とするのかのように領土権を論じることには難があるだろう。

また、土地は、普遍的な財としてだけでなく、特殊的な財としても捉えることが可能である⁽⁵²⁾。故郷が多くの場合そうであるように、人々は他でもないある特定の土地に対して愛着を持っている。祖先から代々受け継いできた土地などは、典型的な例である。このように土地は、個別化された財という性質を有するため、平等主義的な分割あるいは分配には馴染まない。

次に、国内の少数派集団に関する問題を二点検討する。第一に、シモンズによれば、ミラーの領土論は、多数派のナショナル・アイデンティティを共有しない「閉じ込められた少数派 (trapped minorities)」の問題を解決できない。つまり、多数派のアイデンティティを共有せず、独立して集団的自己決定を行いたいと願う国内の少数派集団を考慮に入れないのではないか、という批判である⁽⁵³⁾。

閉じ込められた少数派集団は、国内の一定の土地に占有権を持つがその国家によって統治されることを望まず、分離独立するか他の国家に加わることを望んでいる。ここでは、その国家の多数派のネイションがその領土全域の権利を有するのか、それとも領土を分割して少数派集団が国家から分離独立することを認めなければならないのかという問題が起こる⁽⁵⁴⁾。

ミラーによれば、閉じ込められた少数派に関する問題は、各集団が十分な集団的自己決定を享受できるように政治的な解決策を見つけて出すことが必要なのであり、解決策はそれぞれの事例によって異なるのである。例えば、少数派集団のアイデンティティと集団的自己決定の願望を尊重し、地方政府の権利を保障する憲法上の解決策が妥当である場合も

あれば、分離独立が最良である場合や、隣接する二つの国が部分的な主権を有する半自治地域を設置する必要がある場合もある。⁽⁵⁵⁾

第二に、国内の少数派集団の問題としては、先住民集団が歴史的な領域に留まっている場合もあるだろう。ミラーの領土論が与える解決策は、主に少数派に部分的な自治権を認めることである。ミラーによれば、少数派の自己決定権が守られている限り、国内に元々非自発的に併合された少数派集団がいるという事実だけでは、ネイションの包括的な領土権は無効にはならない。⁽⁵⁶⁾

しかし、先住民集団の場合は、歴史的な根拠で正当な権利を持っていた領土を奪われているという点が問題となる。⁽⁵⁷⁾ この領土を簡単に回復することができないと仮定すると、先住民集団と、現在その土地に住んでいる集団が、同じ土地に対して競合する要求を持つことになる。前者は歴史的権原を根拠に、後者はミラーが論じているような土地の変容と開発を基礎とした付加価値を根拠に領土権を主張し得る。ミラーは、次のように問題を提起する。先人たちが違法に占領したからといって、現在の居住者の主張は全く価値がないというのだろうか。彼らは土地を奪われた人たちに補償する義務はあるだろうか、その土地に対する主張を放棄しなければならないのか。ミラーによれば、何故「最初の占有」がその後のすべての主張より重要であるかは明らかではない。競合する要求があるケースは、大規模な国家建設が行われる場合もあれば、先住民集団の利益とニーズに配慮した多文化主義の形態をとる場合もある。⁽⁵⁸⁾

ここまで愛着理論の議論を他の理論と比較しながらその意義を見出してきた。また、愛着理論に向けられた批判と対話することで、それらの批判が致命的ではなく、愛着理論は様々な要求に応じ得ることを確認した。

第四節 領土権に関する個別的正当化

本節では、領土権の正当化理論において考慮すべきと思われる重要な論点に焦点を当てたい。つまり、領土権の正当化理論はどのような議論をすべきなのかに関わる論点である。この論点について愛着理論の方が有望な議論をしていることを示したい。

第一項 個別性問題——領土権に関する一般的正当化と個別的正当化

領土権を正当化するとは、そもそもどういうことを意味するのだろうか。ミラーは、領土権の正当化について、「一般的正当化」と、さらにミラー自身がそう称しているわけではないが「個別的（特定の）正当化」とでも言うことができるような論点を区別している。⁽⁵⁹⁾

一般的正当化とは、「国家が一定の領域に対して權威を行使する權利」⁽⁶⁰⁾を持つことの正当化である。つまり、国家に一定の土地が必要であることを示し、さらにその土地に対して政治的權威によって統治することは、いかにして正当となるのかを示すことが目的となる。

それとは異なるものとしての個別的正当化とは、「ある特定の国家がある特定の領土に対し支配權」⁽⁶¹⁾を持つことの正当化である。つまり、何故、ある国家がある特定の土地に対して管轄權を持つべきなのかを示すことが目的となる。

領土に対する一般的正当化が意味することは、国家はある一定の広さの土地を持ち、そこに住む人々に対して国家は管轄權を持つべきだ、ということである。その場合、必要となる一定の広さの土地は、地球上のどの土地でもよい。例えば、何故、日本は現在の日本の領土とされている特定の土地に対して權利を有するのか、ということは解決されない。このような問題を考えるためには、領土権の個別的正当化が必要である。個別的正当化について、ミラーは次のように

述べている。

我々が領域的な国家 (territorial state) という一般的観念を説得力ある形で擁護できたとしても、国家が占有すべき領土権の性質や範囲についてはそれでもなお疑問が生じる。また、ある国家が特定の土地に対する領土権をどのように正当に行使し得るかを説明できなければならない。その国家が、国家であるためにはどこかの領土を所有しなければならぬということは、その国家が、現在自分たちのものと主張している領土に対する権利を行使する必要があるということを含意しない。⁽⁶²⁾

つまり、どこかの領土が必要であるという日本の要求が正当だとしても、それが日本列島でなければいけないわけではない。愛着理論を論じるエイブリー・コラーズ (Avery Kolers) も、特定の土地に対する、特定の集団と政治的機関の関係性について議論が著しく不十分だったことを、「衝撃的な盲点」と称している。⁽⁶³⁾

以上のような個別的正当化についての論点は、「個別性問題 (particularity problem)」と称される問題である。⁽⁶⁴⁾ 論者によつて若干ニュアンスは異なるものの、特定の国家が特定の土地に対して権利を有することの正当化が、規範的領土論には必要であるという認識は共通している。⁽⁶⁵⁾ 現実の領土紛争が、ある特定の国家による、ある特定の土地に対する争いであるということも踏まえれば、個別性問題を扱う理論が求められるだろう。言い換えれば、領土権に関する規範的議論の重要な目的の一つが、現実の領土紛争の解決に向けた何らかの指針や評価基準を与えることであるとすれば、個別の正当化を行い得ない理論は不十分である。

三つの正当化理論のアプローチは、どのように個別性問題に挑んでいるのだろうか。機能理論にとってこの問題は非常に難問である。愛着理論の代表的論者であるマーガレット・ムーア (Margaret Moore) は、同様の問題を「愛着問題

(attachment problem)」と呼び、機能理論は一般的正当化には役立つとしても、個別的な領土の正当化には失敗していると指摘している。⁽⁶⁶⁾さらに、取得理論を展開するシモンズも「境界問題 (boundary problem)」として指摘し、同様に機能理論を批判している。⁽⁶⁷⁾機能理論は、個人の自律などを保障できる国家がその土地に対する領土権を持ち得ると主張する。つまり、機能理論は一般的正当化しかできておらず、特定の国家が特定の土地に結び付いているとは説明できないのである。

しかし、機能理論もどうか個別性問題を捉えようとする。一つの説明は、個人間の地理的隣接性によって特定されるところである。⁽⁶⁸⁾機能理論の代表的論者の一人であるジェレミー・ウォルドロン (Jeremy Waldron) は、「隣接性原則 (the principle of proximity)」として説明している。⁽⁶⁹⁾福原正人によれば、「個人が隣り合う関係は、互いの存在が外的自由に影響を与えうることで潜在的な対立の契機を有する。よって、制度の存在理由は、「…」特定の地理的空間における集合的問題に対して解決を与えることにある」。⁽⁷⁰⁾つまり、自然状態では個人の隣接性ゆえに個人間の対立が生じる恐れがあるため、対立の解決のために国家という制度が要請されるのである。これによって、領土が特定できるといえるのである。

しかし、これは批判に応えていない。何故なら、これによって明らかにしたのは、個人の権利を守るためにはやはりどこかの領土を有する国家が必要である、ということだけだからである。つまり、一般的正当化をしただけであり、国家と国家の間にはどこかに境界線が必要だということを示したにすぎない。したがって、個別的正当化、つまりある特定の国家がある特定の土地に対する権利を要求できる理由の説明はできていないのである。

次に、取得理論はどうだろうか。取得理論は、領土権は個人の所有権の集合であると考えられるため、個別的正当化に向いている。個々人はその特定の土地に対する所有権を持っていると考えられるからである。しかし、第二節で確認したように、領土を個人の財産や所有物の集合と見るアプローチには難があり、領土は、人々が自分たちの集団的営みに対

して管轄を行う地理的領域だと見る方が妥当である。それゆえ、取得理論とは異なる方で特定の土地と特定の人々を結び付けなければならない。

第二項 特定の土地と人々の関係性

個別的正当化を行うための愛着理論の説明を見ていきたい。現実を見てみると、領土問題が語られる際、人々の多くは感情的になりやすい。一つの島の領有権を争うだけでも、国の存立がかかっているかのように煽情的な議論が蔓延する。領土に関する問題は、エモーショナルでセンシティブな問題と言って間違いないだろう。何故このように人々は領土に対して情緒的かつ特別な感情を抱くのだろうか。

個別性問題に対処するためには、「まずは、人々と土地との関係性を考察せねばならない」⁽⁷⁾。土地と人々は、どのような関係にあると考えればよいのか。議論の開始地点は、人が何故土地を必要とするかの検討であると思われる。一般的な説明はまず、人は物理的な存在であるため、場所の占有が必要であるということだろう。つまり、個人は安全に住むことができる土地が必要だということである。一般的に、基本的人権のリストに居住の自由が含まれると理解されているのは、住む場所がなければ人間らしい生活を送ることができないためだと言える。⁽⁷⁾ここまでは、領土権の正当化理論の共通見解と言うことができる。しかし、これだけでは、人々が「特定の」土地を必要とすることは説明できない。

ミラーはどのように特定の土地と人々の関係性を捉えているのだろうか。前節で確認したように、文化に基づく理解である。人は特定の文化の中で自己を形成する。個人の思考様式や生活様式などは、生まれ育った文化の影響を免れ得ない。文化は特定の土地の影響を受けて培われ、土地もまた文化の影響を受けて変容されてきた。文化の存続や発展、繁栄は、その特定の場所を必要とする。人々が充実した生を送り、善き生を追求するためにはその特定の土地が必要なのである。

ミラーの議論では、ネイションという集団は特定の土地と相互作用があり、その関係の中で物質的価値（普遍的価値、文化特殊的価値）、象徴的価値が生まれるのであった。もちろん、集団の文化は、確固たる不動なものではない。そのため、住んでいた土地を失い、新たな土地で暮らすことを強いられた集団は、新しい土地で生きるためにその土地に適合していくだろう。しかし、その際の損失は決して少なくはない。⁽⁷³⁾慣れ親しんだ土地から移住させられることによる人々の苦痛は、計り知れない。このように特定の土地と人々は、決して看過できない道徳的な繋がりを有する。

このようなミラーの議論は、人間の側面を確実に描き出していると考えられる一方で、言葉足らずの感が否めない。土地、個人、集団の三者間の関係性を十分に論じているとは言い難いのである。

ここでミラーよりもこの問題について詳しく論じているムーアの議論を参照することが大いに役立つだろう。人々にとって特定の土地が何故重要であるかについて、ムーアは次のように指摘する。⁽⁷⁴⁾人々は、特定の場所で他者との関係性や愛着を作る。そして、人々は自らの人生の目標を立てる際に、しばしば実際に住んでいる場所についての背景を前提とする。言い換えれば、自分の人生に意味を与える計画や目的は、特定の地形やその場所だけに見られる制度的構造の下でのみ追求できる場合が多い。

ムーアによれば、個人は独立した原子のような存在ではないため、集団的文脈について言及しなければ、十分ではないという。⁽⁷⁵⁾人は、個人としてのアイデンティティだけでなく、様々な集団としてのアイデンティティを有する。集団的アイデンティティは、自分が何者かを示す不可欠な要素であり、集団の一員として抱く願望は、生きる上で重要な要素となる。前述のように、人々は、土地を自らの目的や計画に重要なものと捉える。加えて、人々は、自らを特定の土地に帰属する集団の一員とみなす。すなわち、特定の土地は、集団的アイデンティティの重要な源泉なのである。集団の成員として人々が持っている集団的アイデンティティの多くは、浮遊したアイデンティティではなく、特定の場所に位置していると言える。⁽⁷⁶⁾

以上のように、ムーアは領土権の正当化理論の基盤として、特定の土地と人々の結び付き、つまり愛着を重視し理論化を試みている。人々のアイデンティティに影響を及ぼすような集団は、特定の土地との関わりの中でその集団のアイデンティティの一部を涵養する。特定の土地と個人と集団には、このような側面があると理解できるのではないだろうか。そのような集団として、ミラーはネイションというものを描き出しているように思われる⁽¹⁷⁾。

ここまでの議論に鑑みれば、少なくとも次のように考えられるのではないだろうか。ある人にとってある土地が故郷だと思えるのは、その場所で個人の権利が保障されていて安全に生活できるという理由だけではない。その土地に対して、親しみや愛着を抱くからである。人々が自らのアイデンティティを形成し、善き生の構想を追求するために安定した居住が必要であると考ええるならば、おそらくそれは、どこの土地でもよく、容易に替えが効くものだと考えるべきではない。そして、個人と土地が結び付いているというだけでなく、個人は集団の一員としても土地と深く関わり合っている。

愛着理論が想定している「土地」とは、ただ人が住むことのできる一区画の場所というだけではなく、その場所の自然や気候、地形、風景、景観といった風土も含めた概念である。この地球には多様な自然環境があり、風土によってそこに住む人々の生活様式は異なる。人々は土地の影響を全く受けずにアイデンティティを形成することは、おそらく非常に難しい。特定の土地は、ある程度無意識的に自我を構成するものとして捉えることが望ましいのではないだろうか。人間は特定の土地に対して愛着を抱くような存在であるならば、愛着理論は、現実に沿った意義ある議論であると思われる。すなわち、愛着理論は、特定の土地と人々は道徳的な結び付きを有するということを真摯に捉え、それを考慮に入れて領土権を論じようとする試みである。これまで検討してきた限り、愛着に基づく理論は、個別性問題に応え得る理論として一つ有望な議論の道筋であると考えられる。

しかしながら、「愛着」を規範的領土論の核に据えることは、様々な批判が寄せられることは想像に難くない。例えば、

我々のすべてが特定の土地に対して愛着を持ち得るわけではない。土地への愛着がアイデンティティに影響を及ぼすというのは疑わしい。愛着という非理性的で情緒的なものを領土論の尺度に持ち出すのは適当ではない。このような批判が考えられる。確かに、土地への愛着は人によって強弱があるだろうし、グローバル化の時代にあつて人の動きは以前より流動的になっている。この点に関して既存の愛着理論は説明を欠いていると言わざるを得ない。

したがって、次のような問いに取り組むべきだろう。すなわち、「領土権の正当化理論を構築する際に、現実と乖離することなく、土地と人々の関係性を上手く説明することができるような、領土論の前提に据えるべき個人観や社会観はどのようなものか」という問題である。心理学や地理学などの知見を用いて丁寧に論じ、愛着理論を補強できる可能性はあるし、補強すべきだろう。

第五節 愛着に基づく領土論の含意と展望

前節では、個別的正当化を行う理論として愛着理論が有望であるということを確認し、課題を指摘した。次に、規範的領土論が机上の空論とならないように現実の領土に関する問題についてどのように語り得るのかに目を転じることにしたい。その上で、本稿で論じてきたことを踏まえて規範的領土論および愛着理論の課題を顕在化させたい。

第一項 実践的含意

愛着理論は、領土問題の解決のために、土地と人々の結び付きを強調するが、そのような結び付きが本当に紛争解決に寄与するかは疑わしいと思われるかもしれない。⁽⁷⁸⁾機能理論は、主に文化的な対立を回避するため、特定の土地と人々の関係性という観点から独立した形で正当化の基準を導きだそうとする。つまり、領土紛争の解決の際に歴史へ訴えか

けたりすることは、対立を煽るだけである。それぞれの主張は自らに都合のよいように仕向けられる可能性があり、それは国際社会における権力関係に影響されるため、不公正な結果を招きかねないというのである。

しかし、それは問題を無視しているも同然である。紛争が何故起きているのかという原因に目を向けず、等閑視しているのではないか。領土紛争が起きるのは、経済的、文化的、宗教的理由などケースによって原因は様々だが、どの場合においても歴史と切り離して考えることは難しい。さらに、機能理論が要求するように民主的国家かどうかという基準で判別しようとすれば、そのこと自体がより衝突を招くことになるだろう。愛着理論は、ある特定の土地への対立する権利要求に対して、それぞれの主張を相対的に評価する一定の基準を与え得る。⁽⁷⁹⁾つまり、領土紛争を評価する手引きとなるのである。

では、領土権の正当化理論は、実際の領土紛争に対してどのような意義を持つことができるのか。ミラーは次のように主張する。領土権の基本原理を確立しようとする哲学的議論は、領土紛争に対して助言するのであれば、実践可能な理論によって補足される必要がある。換言すれば、理想的な状態が実現できない場合は、実行可能な代替案を明らかにするべきである。⁽⁸⁰⁾それゆえ、領土争いがない土地の説明と、領土争いがある土地の説明は、自ずと異なる。後者は、それぞれのケースで様々な事情を考慮しつつ、個別的に対処されるべきである。⁽⁸¹⁾

加えて、ミラーによれば、「領土に関する規範的理論は、起こり得るすべての紛争について判断を下すことは期待できない⁽⁸²⁾」。しかし、係争地に対して何も助言を提示できない理論は、大きな欠点を持つことになる。ミラーの領土論による実践的含意は、以下のようなものである。経済的に価値がないような土地や小さな無人島のケースは、国際条約を発展させることによって解決されるべきである。ミラーがこのように考えるのは、人々が住んでいない土地に関しては、付加価値の議論を適用することが難しいためだと思われる。逆に、二国間による領土争いのようなケースは、付加価値の議論を用いて解決されることを求める。⁽⁸³⁾

以上のように、領土権の正当化理論は、適用する段階に分けて、そしてケースに分けて議論されるべきである。

実践的含意についても、更なる議論が必要である。ミラーは実際の領土紛争（解決の難しい事例としてカシミール地方）を取り上げて検討しているものの、それぞれのケースによって個別的な解決策が望まれるのであれば、その他の数多くのケースを検討することが求められる。様々な事例を考察する中で理論が鍛えられ、より愛着理論の強度が増すだろう。

また、ミラーの議論においては、係争地では、権利要求する集団が、それぞれその土地に対してどのくらい価値を付加したのか、また、どの程度アイデンティティの形成にその土地が重要なものとなっているのか、つまりどれほど繋がりがあのかということの説明し、それぞれの主張を公平に判定しなければならぬ。したがって、調停する場や制度の整備など国際的枠組みの創設が必要となるだろう。しかし、ミラーは、この点については具体的に論じていない。領土問題について個別的な対処が必要であるとしても、アドホックな議論になってしまわないように理論構築されるべきである。これは愛着理論の大きな課題である。しかしながら、あくまでも、ミラーの領土論は、国際的な制度下において議論する際に参照すべき基盤ないし権利を主張する根拠を提供しているのであり、その点において意義が見出せる。

第二項 特定の土地への権利を擁護できる正当化理論に向けて

本稿の最後に、規範的領土論および愛着理論の課題を述べておきたい。本稿で論じてきたのは、領土権の正当化理論には個別的正当化が必要であり、愛着に基づく理論の説明は比較的妥当性を有しているということである。

前節では、愛着理論の課題として、土地への愛着についても一歩踏み込んだ議論が必要であると指摘した。つまり、土地、個人、集団の関係性について更なる検討が求められているということである。

次に、権利主体に関する課題も残されている。既に見たように、ミラーは領土権の権利主体は集団だと考えていた。

厳密には、集団は付加価値の議論によって占有権を持ち得る。同じ愛着理論の論者のムーアも、同様に、集団が占有権を持ち、国家が行使するものとして考える。本稿では、どのような集団が領土権を持つべきなのかについての検討に踏み込むことはできなかった。この点は、正に愛着理論の中で大きく立場が分かれる点の一つであり、詳細な分析が求められる。ミラーの集団の定義は既に確認したように文化的な理解に基づくものであるが、ムーアはあくまでも「政治的」な自己決定を望むものとして集団を規定している。しかしながら、集団的自己決定を重視し、それにより集団は国家を組織して領土権を行使する必要があると考えるのは共通している。

さらに、機能理論の論者であるステイルツも政治的自己決定を重視し、人々は占有権を持つのだと主張している⁽⁸⁴⁾。しかし、愛着理論と大きく異なるのは、占有権を有するのは、集団ではなく個人であると考ええる点である。つまり、領土権は個々人の占有権の束なのだ。

したがって、問題となるのは、占有権を有し、政治的自己決定を行う「自己」とはどのようなものかということである。本稿で検討してきた限り、そのような自己は集団と考えなければ様々な問題が立ちはだかることになると思われるが、今後取り組むべき課題として残しておきたい。

第六節 おわりに

本稿での議論をまとめたい。まず、領土権の正当化理論の先行研究を整理し、取得理論や機能理論を批判しつつ、愛着理論の意義を述べた。そして、愛着理論に向けられる諸批判を検討し、それが致命的ではないことを示した。続いて、領土権の正当化理論の大きな役割として個別的正当化という問題があることを提示した。愛着理論は、個別的正当化のために、特定の土地と人々の関係性を考察し、それに基づく理論を展開していた。しかし、土地、個人、集団の関係性

をもう少し詳しく分析し、領土論の前提に据えるべき個人観や社会観を検討する必要があると論じた。さらに、領土権の正当化理論が現実の導きとなるよう実践的含意についても検討した。だが、愛着理論の実践への応用には、国際的な制度の創設や、個別ケースの検討など未だ課題があると論じた。最後に、愛着理論や規範的領土論の課題として、占有権を持ち得る「集団」はいかなるものか、政治的自己決定を行う「自己」をどのように規定するかという問題を指摘した。

本稿では、領土権の正当化理論には個別的正当化が必要であり、その観点からすれば愛着理論が有望な方途であるということを論じるにとどまった。愛着理論の中でも、ミラーやムーアの領土論のどちらがより妥当性を有するのかを検討することも今後の課題として残されている。また、本稿では領土権を主に管轄権の問題として論じてきたが、資源権、境界線の管理権についても言及しなければ包括的な領土論としては十分とは言えない。

さらに、本稿で扱った議論は領土についての議論であるとはいえ、結局のところどのような社会から成る世界が望ましいのかという問題、つまり、世界秩序構想をどのように考えるのかという問題に帰着する。取得理論、機能理論、愛着理論は、それぞれ様々な構想を思い描いているのであり、それによって領土論も異なる様相を呈している。今後は、そのような広範な問題も視野に入れつつ、特定の土地に対する権利を正当化する根拠を詳細に検討し、現実問題への導きとなるように精緻化していく必要があるだろう。

【付記】

※本稿は、二〇二〇年七月一八日に九州大学政治研究会二〇二〇年七月例会で発表した「特定の土地に対する権利はどのように正当化できるのか——デイヴィッド・ミラーによる領土権の議論を手がかりとして——」に大幅な加筆修正を施したものである。

※本稿の執筆にあたって、多くの方々にご助言をいただいた。特に、施光恒先生（九州大学大学院比較社会文化研究院教授、福原正人氏（高崎経済大学経済学部非常勤講師）には多大なるご指導ご助力を賜った。心より感謝申し上げます。

- (1) 松井芳郎他『国際法（第5版）』有斐閣、二〇〇七年、一一五頁。
- (2) 日本語での主な先行研究としては、次を参照のこと。福原正人「領有権の正当化理論——国家は何をもって領土支配を確立するのか」『法と哲学』第三号、二〇一七年、一〇九—一二頁・山岡龍一「所有権と領土権——規範的政治理論における主権国家概念の再検討」『政治思想研究』第一五号、二〇一五年、三〇—五七頁。前者は、後述の領土権の正当化理論の三つの立場を検討した上で、機能理論を擁護している。後者は、主に取得理論の批判的検討がなされている。
- また、領土に関する規範的議論とは区別される歴史的背景などに依拠した研究は多数あるが、例えば以下のようなものがある。押村高「領土概念の定着とその矛盾——創造的越境のために」二〇一〇年（押村高責任編集『越える——境界なき政治の予兆』風行社、所収）；松下正壽「領土権の政治學的考察」『商學論叢』第一一〇号、一九三四年、一一五—二頁。領土に関する規範的研究と、経験的ないしは実証的研究は、相補的な関係であるべきだが、本稿では、行論の関係上、そのような関係性の探求は行わない。
- (3) 「川瀬貴之『リベラル・ナショナリズムの理論』法律文化社、二〇二一年、第五章」では、ミラーの議論を紹介しているものの、ミラーやその他の論者の近年の論争は取り上げられておらず、また、境界線で区切られた世界に疑義を呈する結論となっており、本稿とは議論の方向性が異なっている。
- (4) Moore, M. A *Political Theory of Territory*, New York: Oxford University Press, 2015, pp. 2-3（白川俊介訳『領土の政治理論』法政大学出版局、二〇一〇年、三頁）。
- (5) Ypi, L. "Territorial Rights and Exclusion," *Philosophy Compass* 8(3), 2013, p. 242.
- (6) 規範的政治理論とは、平等や自由などの価値について、より説得力のある根拠づけの論理を構築し（いわゆる正当化）、「望ましいもの」「あるべきもの」について、より妥当と思われる考え方を探求するものである（田村哲樹・松元雅和・乙部延剛・山崎望「これから始める政治理論」有斐閣、二〇一七年、八—九頁を参照）。このような営みが求められるのは、『望ましいもの』『あるべきもの』は、そのようになっていない「現実」を問題にし、『そのような現実では望ましい状態ではない』ことを指摘するために必要なのだからである」（同書、六頁）。
- (7) 領土権の正当化理論が近年の議論であるという指摘は、以下を参照のこと。Simmons, A. J. "Territorial Rights: Justificatory Strategies," in Sobel, D. and Valentynne, P. and Wall, S. (eds), *Oxford Studies in Political Philosophy: Volume 1*. Oxford: Oxford University Press, 2015, p. 147.
- (8) 概説的な先行研究として、例えば、以下を参照。Simmons, "Territorial Rights," pp. 145-72; Miller, D. and Moore, M. "Territorial

- Rights," in Held, D. and Maffettone, P. (eds), *Global Political Theory*. Cambridge: Polity Press, 2016. Nine, C. "Territorial Rights and Justice," in Paasi, A., Harrison, J., Jones, M. and Macleod, G. (eds), *Handbook on the Geographies of Regions and Territories*. UK: Edward Elgar, 2018. Ypi, "Territorial Rights and Exclusion," pp. 241-53.
- (6) See Stütz, A. "Nations, States, and Territory," *Ethics*, 121(3), 2011, pp. 573-4. Miller, D. "Territorial Rights: Concept and Justification," *Political Studies*, 60(2), 2012, pp. 253-4. Ypi, "Territorial Rights and Exclusion," pp. 242-3.
- (10) 多くの論者が「これらの三要素の中でも管轄権に焦点を当てて領土権の正当化を試みてゐる。本稿でも管轄権に関する議論を取り扱う。何故なら、管轄権を正当化するのにあつて、結果的にその他の二つの要素が分析しやすくなるからである」(Ypi, "Territorial Rights and Exclusion," p. 243.)。
- (11) See Miller, "Territorial Rights," p. 254.
- (12) See Ypi, "Territorial Rights and Exclusion," p. 242. Simmons, "Territorial Rights," pp. 147-50. 別の分類も存在するが「重なる面が多いため、この二つの分類を用ゐる。別の分類を提示しているものとして、例えば」(Miller and Moore, "Territorial Rights," p. 185)を参照。また「論者にあつては、必ずしもこの二つの分類に合致するとは限らず、この枠組みを乗り越えることを目指すかもしれない」(See e.g. Espejo, P. O. "People, Territory, and Legitimacy in Democratic States," *American Journal of Political Science*, 58(2), 2014, pp. 466-78. しかし「基本的な特徴を捉える」といふ議論の明晰化についてこの分類は大いに役立つものである。
- (13) 主意主義的理論 (voluntarist theory)「ロック主義的理論 (Lockean theory) とも称される。
- (14) 正統な国家的理論 (legitimate state theory)「カント主義的理論 (Kantian theory) とも称される。
- (15) この立場の議論は「前提として既存の国家の領土支配の正当性を説明する」ことを意図している。しかし「その他にも例えば、領域国家に依存しないグローバルな国家を想定するコスモポリタニズム的議論や、最小国家を想定するようになりバタリアンの議論などもあり得る。これらの議論に対する領域国家の擁護があつて」(Miller and Moore, "Territorial Rights," pp. 183-5)を参照。
- (16) 取得理論は「主に個人主義的理論 (Simmons, A. J. *Boundaries of Authority*; Oxford: Oxford University Press, 2016. Steiner, H. "Territorial Justice and Global Redistribution," in Brock, G. and Brighouse, H. (eds), *The Political Philosophy of Cosmopolitanism*. Cambridge: Cambridge University Press, 2005, pp. 28-38) や「集団主義的理論 (Nine, C. "A Lockean Theory of Territory," *Political Studies*, 56 (1), 2008, pp. 148-65; Altman, A. and Wellman, C. H. *A Liberal Theory of International Justice*. New York: Oxford University Press, 2009) に分けられる。本稿では「より重要な議論をいつくさと思われる個人主義的理論に焦点を当てた」。
- (17) Ypi, "Territorial Rights and Exclusion," p. 243.

- (18) Stilz, "Nations, States, and Territory," p. 582; 福原「領有権の正当化理論」111頁。
- (19) Moore, *A Political Theory of Territory*, p. 20 (邦訳「118頁」); See also Nine, "A Lockean Theory of Territory," pp. 150-4.
- (20) Ypi, "Territorial Rights and Exclusion," p. 244.
- (21) この点に関し二人の主張の概括と批判をいづれもいづれ「以上を参照」Moore, *A Political Theory of Territory*, pp. 19-21 (邦訳「118-130頁」)。
- (22) Moore, *A Political Theory of Territory*, p. 26 (邦訳「三七頁」)。
- (23) See Stilz, "Nations, States, and Territory," pp. 572-601; Stilz, *A Territorial Sovereignty: A Philosophical Exploration*. Oxford: Oxford University Press, 2019; Buchanan, *A Justice, Legitimacy, and Self-Determination: Moral Foundations for International Law*. New York: Oxford University Press, 2004.
- (24) Stilz, "Nations, States, and Territory," pp. 588-9.
- (25) See Miller, D. *Strangers in Our Midst: The Political Philosophy of Immigration*. Cambridge, MA: Harvard University Press, 2016, p. 60.
- (26) See Moore, *A Political Theory of Territory*, p. 28 (邦訳「三九頁」); 福原「領有権の正当化理論」114頁、注一九。
- (27) See Miller, "Territorial Rights," p. 256.
- (28) 愛着理論をいふのである。ナショナル主義的理論 [Miller, "Territorial Rights,"; Gans, C. *The Limits of Nationalism*. Cambridge: Cambridge University Press, 2003; Meisels, T. *Territorial Rights*, 2nd ed. Dordrecht: Springer, 2009]、民族地理学的理論 [Kolers, A. *Land, Conflict and Justice: A Political Theory of Territory*. Cambridge: Cambridge University Press, 2009.]、政治的自己決定論に基づく理論 [Moore, *A Political Theory of Territory*. (「領土の政治理論」)] がある。
- (29) See Moore, *A Political Theory of Territory*, ch. 3 (邦訳「第三章」)。
- (30) Miller, D. *National Responsibility and Global Justice*. Oxford: Oxford University Press, 2007, p. 217 (富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』風行社、二〇一一年、二六一頁、一つ付言しておけば、領土権は絶対的なものではなく、人権に基づく要求などが制約を課す場合がある。See Ibid., p. 221 (同書「二六五頁」)。
- (31) ミラーは取得理論を批判し、次のように述べている。領土論は「個人の土地所有から始めると、見る場所を間違える。財産 (property) へ違ふ。領土は本質的に集団的な事象である」(Miller, D. "Lockeans versus Nationalists on Territorial Rights," *Politics, Philosophy & Economics*, 18(4), 2019, p. 333)。

- (32) Miller, "Territorial Rights," p. 258. ミラーによれば、自身の議論に即した領土権の主張を大規模にできるのは、ほぼ間違いなくネイションになるのは事実であるが、先住民集団や、その他の集団（自分たちが占有している土地を支配することへの強い関心を説明でき、領域的に集中している集団）の土地に対する主張にも適している。See Miller, "Lockeans versus Nationalists on Territorial Rights," p. 330.
- (33) Miller, D. *On Nationality*. Oxford: Clarendon Press, 1995, p. 19（富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『ナショナリティについて』風行社、二〇〇七年、三五頁）。強調は原文による。
- (34) *Ibid.*（同書、同頁）。
- (35) *Ibid.*, p. 27（同書、四八頁）。
- (36) Miller, *National Responsibility and Global Justice*, p. 219（邦訳、二六四頁）。
- (37) Miller, "Territorial Rights," pp. 258-9.
- (38) Miller, *National Responsibility and Global Justice*, p. 218（邦訳、二六二頁）。強調は原文による。
- (39) Miller, "Territorial Rights," p. 260.
- (40) Miller, *National Responsibility and Global Justice*, p. 218（邦訳、二六二頁）。
- (41) *Ibid.*（同書、同頁）。
- (42) *Ibid.*, p. 218（同書、二六二―二三頁）。
- (43) Miller, "Territorial Rights," p. 259.
- (44) Miller, *Strangers in Our Minds*.
- (45) *Ibid.*, pp. 59-60.
- (46) ミラーの領土論は、分離独立が認められる集団と認められない集団を区別する基準がないため、大半の集団は、愛着があるにもかかわらず正当な領土の所有者として認められないのではないか、という批判が考えられる（福原「領有権の正当化理論」一一五頁）。このような批判に対しては、領土権の正当化と、分離独立の正当化は、異なる基準によって判断されるものであるということのみを指摘したい。つまり、領土に対する権利を主張したからと言って、すぐさま分離独立できるわけではない（することが適切だとは限らない）ということである。ミラーは、ネイションが領土権の保有者と考えるべきだとするが、必ずしもすべてのネイションが国家を持つべきだとは考えない。ただし、領土権の正当化理論は、分離独立の際に参照すべき根拠を提示することに役立つ。分離独立について、以下を参照のこと。Miller, *On Nationality*, ch. 4（邦訳、第四章）；白川俊介「ナショナリズムの力——多文化共生世界の

構想』勁草書房、二〇一二年、一五二―四頁。

- (47) See Miller, "Territorial Rights," p. 258. ネーションを「世代を越えた集団 (intergenerational community)」、つまり複数の世代にまたがる集団として捉え、その意義を強調するものとして Yack, B. *Nationalism and the Moral Psychology of Community*, Chicago: University of Chicago Press, 2012) を参照しよう。
- (48) See Miller, *Strangers in Our Midst*, p. 60.
- (49) See Yi, "Territorial Rights and Exclusion," p. 245.
- (50) Miller, "Territorial Rights," p. 261.
- (51) See Moore, *A Political Theory of Territory*, p. 7 (邦訳、九一〇頁)。それでも分配は容易ではないだろう。仮に、一区画ずつを国家ならしは個人に分配したとしても(この時点でも上手くいくとは思えないが)、気候やその土地にある資源が各地域によってばらばらがあるとなれば、単に同じ広さの土地を分配するだけでは平等とは言えない。その土地の実際の価値が異なるからである。
- (52) See Ibid., p. 6 (邦訳、八一九頁)。
- (53) Simmons, *Boundaries of Authority*, pp. 235-8; See also Stilz, "Nations, States, and Territory," pp. 577-8; Tan, K. C. "Territorial Jurisdiction as an Internationally Recognized Right" *Philosophy and Public Issues (New Series)* 6(2), 2016, pp. 82-3.
- (54) See Miller, "Lockeans versus Nationalists on Territorial Rights," pp. 332-3.
- (55) Ibid. See also Miller, D. "Debatable Lands," *International Theory* 6(1), 2014, pp. 104-21.
- (56) Miller, "Lockeans versus Nationalists on Territorial Rights," pp. 331-2.
- (57) この点に関しては「権利の遷移 (rights supersession)」の問題として論じている。See Simmons, *Boundaries of Authority*, ch. 7.
- (58) Miller, "Lockeans versus Nationalists on Territorial Rights," p. 332.
- (59) シモンズの「国家による領土に対する主張は、一般的主張(全世界の土地を各国家によって分割する権利)と、特定の主張(特定の国家が特定の土地を有する権利)に区別される」と指摘している。See Simmons, A. J. "On the Territorial Rights of States," *Philosophical Issues*, 11(2), 2001, p. 304.
- (60) Miller, *National Responsibility and Global Justice*, pp. 214-5 (訳書、二五九頁)。
- (61) Ibid., p. 216 (同書、二六〇頁)。強調は原文による。
- (62) Miller, "Territorial Rights," p. 252。強調は原文による。

- (63) Kolers, *Land, Conflict and Justice*, p. 1.
- (64) See Miller and Moore, "Territorial Rights," p. 185; See also Ypi, L. "A Permissive Theory of Territorial Rights," *European Journal of Philosophy*, 22(2), 2014, p. 292, pp. 300-3.
 コーレスは、領土権の正当化理論は愛着 (attachment) を個別性 (particularity) を説明できなければならないという点を広く認められてゐるを指摘した上、愛着がよりよい領土論の支柱の一つだと主張している。Kolers, A. "Attachment to Territory: Status or Achievement?" *Canadian Journal of Philosophy*, 42(2), 2012, p. 101.
- (65) See Kolers, "Attachment to Territory," p. 101.
- (66) Moore, *A Political Theory of Territory*, pp. 97-9 (邦訳、一二七—一四〇頁)。
- (67) シモンズの言う境界問題とは「すなわち、管轄権が合法的に行使される特定の領域を画定するかどうかの問題である」。See Simmons, "Territorial Rights," p. 153; Simmons, *Boundaries of Authority*, ch. 3, 「ラーモ・シモンズのこの批判には同意すると述べている」。
- See Miller, "Lockeans versus Nationalists on Territorial Rights," p. 324.
- (68) 福原「領有権の正当化理論」、一二二頁。
- (69) See Waldron, J. "The Principle of Proximity," *New York University Public Law and Legal Theory Working Papers*, Paper 255, 2011.
- (70) 福原「領有権の正当化理論」、一二三頁。
- (71) Moore, *A Political Theory of Territory*, p. 36 (邦訳、五二頁)。
- (72) ミラーによれば、基本的人権を基礎付けるものとして、人間には「基本的ニーズ」がある。基本的ニーズとは、具体的には、「食料や水、衣服や安全な場所、身体的安全、医療、教育、労働と余暇、移動や良心や表現の自由などを含むであろう」[Miller, *National Responsibility and Global Justice*, p. 84 (邦訳、二二二頁)]。
- (73) Miller, "Territorial Rights," p. 261. 関連して、環境心理学者の大谷華は、場所の喪失に伴って周りの環境が変化することとは「アイデンティティの再構築を要求するが、アイデンティティの構築は多大な心的資源を要する作業であると論じている(大谷華「場所と個人の情動的なつながり——場所愛着、場所アイデンティティ、場所感覚」『環境心理学研究』第一巻第一号、二〇一三年、六四頁を参照)。
- (74) Moore, *A Political Theory of Territory*, pp. 38-9 (邦訳、五四—六頁)。
- (75) Ibid., p. 40 (同書、五七—八頁)。
- (76) 集団と特定の土地との関係性について疑問しいと思われるかもしれない。例えば、遊牧民は、一見すると特定の土地に基づく関係

性はないように思われる。しかしながら、ムーアによれば、アラブの遊牧民であるベドウィンは、実のところ特定の地域の中を遊牧している。だが、遊牧民でなくとも、自由民主主義国の住民も、特定の土地に根付いていないと指摘され得る。これに対しては、都市住民であつても、特定の文化的、経済的、制度的環境に影響を受けるのであり、それを異なる制度的環境に取り換えようとすれば、多大な損失や混乱は避けられないとムーアは指摘している。See *Ibid.*, p. 6 (同書、五九一六〇頁)。

- (77) ミラーによるネイションの定義は既に確認したが、ネイションがある特定の土地に結び付いていることを指摘するのは、ミラーに限ったことではない。ナシヨナリズム研究で著名な歴史社会学者のアンソニー・D・スミス(Anthony D. Smith)もまた、ネイションにとって特定の土地が重要であることを強調している(スミス、アントニー・D／庄司信訳「ナシヨナリズムとは何か」筑摩書房、二〇一八年、三四一七頁)。ミラーと類似した形で領土権を論じているティマー・マイセルズ(Tamar Meisels)は、「アンソニー・スミスは、ナシヨナリズムは主に土地についてのものだと主張する」(Meisels, T. "Liberal Nationalism and Territorial Rights," *Journal of Applied Philosophy*, 20(1), 2003, p. 31)と述べている。ナシヨナリズムと領土の関係性を論じ、ネイションにとって領土が不可欠の要素であると指摘するものとして、「中野剛志『富国と強兵——地政経済学序説』東洋経済新報社、二〇一六年、第四章」も参照のこと。

- (78) See Stitz, "Nations, States, and Territory," p. 578.

- (79) See Miller and Moore, "Territorial Rights," p. 191.

- (80) Miller, "Lockeans versus Nationalists on Territorial Rights," pp. 325-6.

- (81) これに対して、機能理論による領土紛争に対する提案は、次のようなものである。「当事者に調停案の決定過程において必要な新たな制度の創設・参照を薦めることである。つまり、機能理論それ自体は、分割・共同統治等、調停案の内容に関して中立的」(福原「領有権の正当化理論」一二八頁)である。新たな制度の創設には同意する。しかし、創設を促すだけでは問題解決に寄与できるかは疑わしく、それだけでは領土権の正当化理論として不十分であると考ええる。何故なら、実際に求められるのは、制度や調停の場においてどのような理由でそれぞれがその土地に対して権利要求ができるのか、そしてどのような解決策が考えられるのか、を提示することであつて、機能理論はこれらに対して何も教えてくれないように思われるからである。

- (82) Miller, "Debatable Lands," p. 107 n6.

- (83) See *Ibid.*, p. 107.

- (84) See Stitz, *Territorial Sovereignty*.